

令和7年4月30日

市内介護保険サービス事業所 管理者様

八王子市福祉部高齢者いきいき課

電子申請・届出システムの運用開始について

平素より、本市の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減を目的として、オンラインによる指定申請等が可能な「電子申請届出システム」を令和4年11月から運用開始しており、令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとしています。

このたび、八王子市における「電子申請・届出システム」の受付開始日が下記のとおり決定しました。本通知及び八王子市のホームページをご確認いただき、当該システムの利用準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 受付開始日

令和7年6月1日(日)

2 電子申請・届出システムへのログイン

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/> (外部リンク)

※八王子市への届出は令和7年6月1日以降からご利用ください。

3 システム利用にあたっての事前準備

電子申請・届出システムの利用にあたっては、GビズIDの取得や登記情報提供サービスの登録等の作業が必要となります。詳細については、別添の手引き及び八王子市のホームページをご確認ください。

4 対象の事業所及び手続

対象の事業所	電子申請・届出システムで届出可能な手続
八王子市が指定する全ての介護サービス事業所	・新規指定(許可)申請 ・更新申請 ・変更届出 ・再開届出 ・廃止・休止届出 ・指定辞退届出 ・指定を不要とする旨の届出 ・介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ・介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ・介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ・特定施設入居者生活介護の利用定員増加の変更申請 ・加算に関する届出 ・老人福祉法に係る申請・届出

※ 介護職員等処遇改善加算の計画書・実績報告については、電子申請・届出システムでは受け付けていません。

5 参考資料(厚生労働省作成資料)

[電子申請届出システム操作ガイド](#)

[電子申請届出システム操作ガイド\(詳細版\)](#)

[電子申請届出システムの利用にあたっての G ビズ ID の運用について](#)

[電子申請届出システム操作ガイド\(事業所向け\)説明動画](#)

(厚生労働省 YouTube チャンネルに接続します。)

問合せ先

八王子市福祉部高齢者いきいき課

事業者指定担当

電話 042-620-7294, 7452